

介護予防ケアマネジメントB・介護予防ケアマネジメントC重要事項説明兼利用同意書

(2026年4月1日 現在)

1. 介護予防ケアマネジメントの目的及び実施方針

事業者は、介護保険法等の関係法令及び板橋区の定める要綱等に従い、ご利用者のご希望や状況を踏まえて、目標や具体的な支援策(ケアプラン)を提案し、生活の機能を改善できるよう支援していきます。

2. 介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターの概要

事業者名	清水地域包括支援センター
所在地	東京都板橋区泉町16番16号
管理者・連絡先	管理者：苺込 忠志 連絡先：03-3558-6500
サービスを提供する地域	板橋区(清水町・蓮沼町・大原町・泉町・宮本町)
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 *休業日は日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

3. 事業者の職員体制

	業務内容	員数
管理者	職員の管理・統括	常勤 1名
介護予防支援等担当職員	介護予防支援等業務	保健師・(主任)介護支援専門員 ・社会福祉士 各1名以上

4. 利用者負担金

介護予防ケアマネジメントについては、自己負担金はありません。

5. 介護予防ケアマネジメントの実施内容

- (1) 短期集中型通所サービスまたは、住民主体のサービスをご利用される場合は、お住まいの地域担当の地域包括支援センター職員が、介護予防ケアマネジメントを作成します。
短期集中型通所サービスのみの利用、または、短期集中型通所サービスと住民主体のサービスのみの利用の方は、簡略化した介護予防ケアプランを作成します。(以下、ケアマネジメントB)
また、住民主体のサービスのみのご利用の方は、初回のみのケアプランを作成します。(以下、ケアマネジメントC)
- (2) 担当職員から、介護予防ケアマネジメントに関する重要事項と個人情報の扱いについて、説明を受けて同意をしていただいた後、ケアマネジメントB、またはCを開始します。
- (3) ケアマネジメントBについては、まず、ご利用者の状況を把握、課題分析(アセスメント)し、サービス計画(ケアプラン)を作成・交付します。短期集中型通所サービス事業の利用中は状況を確認(モニタリング)し、終了時には計画の達成状況や効果を評価します。
- (4) ケアマネジメントCについては、サービス利用開始時(ケアプランの交付)までの実施です。
- (5) ご利用者の状況等に变化があった場合は、必要に応じてケアプランを変更します。

6. 介護予防ケアマネジメントB、またはCの終了

- ①ご利用者のご都合でケアマネジメントを終了する場合
文書等でお申し出くだされば、いつでも終了できます。

②自動終了となる場合

- ・短期集中型通所サービスまたは、住民主体のサービスの利用を終了し、介護予防ケアマネジメントB、またはCの対象でなくなった場合（介護予防ケアマネジメントA、介護予防支援の対象となるサービス利用に変更される場合は、あらためて重要事項等のご説明をいたします）
- ・要介護認定を受けた場合、
- ・当事業所のサービス提供地域外に転出された場合、
- ・死亡された場合

7. 秘密の保持

介護予防マネジメントの実施にあたり、知り得た情報及び秘密を正当な理由なく第三者にもらすことはありません。また、この秘密を保持する義務は介護予防ケアマネジメントが終了した後および、担当者が退職した後も継続します。

8. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の介護予防支援に関するご相談・苦情を承ります。

担当 苅込 忠志

電話 03-3558-6500

- ② その他の苦情・相談窓口

板橋区 介護保険課 介護事業者係（相談担当）

電話 03-3579-2079

東京都国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口専用

電話 03-6238-0177